

Title	経済学の保険論：古典学派およびマルクス主義経済学の保険観
Sub Title	Theory of insurance in economics : insurance theory of Classic and Marxist Schools
Author	庭田, 範秋
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1955
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.48, No.4 (1955. 4) ,p.288(20)- 304(36)
JaLC DOI	10.14991/001.19550401-0020
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19550401-0020

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

經濟學の保險論

古典學派およびマルクス主義經濟學の保險觀

庭田範秋

一 スミス、リカードオの保險觀

經濟學の始祖アダム・スミスは、その著「國富論」中において、保險に關して若干の興味ある學理を展開している。彼はまず全英王國を平均してみても、二十戸の内十九戸、恐らくは百戸の内九十九戸までが火災保險に加入しておらず、また大多數の人々にとつて、海難は火災よりも一層恐ろしいものであるから、船舶の保險加入率は火災保險の場合よりも良好であろうと想像できるが、しかも「あらゆる季節を通じて、また戦時においてさへも何等の保險なく航海している船も多い」と指摘して、「三十艘の船を浮べているような大會社または大商人は、相互に保險して全體の船舶保險料を節約し、もつて普通に出會う損失を償つて餘り有らしめているが、しかし「船舶の保險を閉却するのは、家屋の保險を閉却するのと同様に、多くの場合、さういふ綿密な計算の結果ではなくして單なる無分別の早計と危險

に對する不遜な輕蔑の結果である」と明かにし、實際社會において經濟的損害を蒙る機會が、ややもすれば過少に評價せられ、またそれは實質以上に評價せられることが決してない。そしてこのことは「保險業者の利潤が極く普通であることから、吾々の知り得るところ」であり、火災保險、海上保險が一個の營業として成立つためには、「その普通の保險料は、普通の損失を償ひ、經營の費用を支拂ひ、且つ同額の資本を他の普通の事業に投じた場合に得られるだけの利潤を齎すものでなければならず」、保險によつて小額の貨幣を儲けたものは多少あるが、未だ、大財産を作つたものが殆んど存在しないと云う事實は「普通の損益計算の上では随分多數の人が財産を作る他の普通の仕事に比して、この事業が特に有利ではない」との證據であり、これは社會の各人が「保險料は如何程安くとも、多くの人は危險の方を輕視するので、それを喜んで支拂はうとはしない」ためであり、また人々が「考へると危險の眞實價值だけし

か、言葉を換へていへば、彼が保險を受けるために當然豫期し能ふところの最低價格だけしか、明らかに拂はない」からであると説明している。

更にスミスは別の個所で、獨占權が無くても株式會社で行くことのできるころの會社の行動が、「千遍一律に行き得るもの、もしくはその方法が單純で何等應變の必要のない事業」として、第一、銀行業、第二、火災、水難、戦時の捕獲に對する保險業、第三、可航堀割または運河の開鑿および維持の事業、第四、大都市への給水に關するものとその類似事業の四系統を列擧し、ロンドン・アシュアランス・カムパニー、ロイヤル・アシュアランス・カムパニーも、なんらの獨占權を持たぬものであると例示して、要するに保險業は、「火災、水難又は捕獲による危險の價值は、これを極めて正確に計算するといふことは、恐らくはできぬことであるけれども、しかしそれについて大體の計算を立て、ある程度嚴格な規則と方式とに従はしめることは可能である」から、なんら特別の獨占的特權のない株式會社で經營しても成功はするであろうと述べて、しかしロンドンの兩保險株式會社の設立以前に、檢事總長の手許に提示された表には、數年中に破産せる百五十名の個人保險者名が列記せられていたと云うが、これらの失敗はその資力の不足の結果であり、そもそも保險業は、「個人の財産に非常な安全性を與へる。そして一個人を破産せしめるやうな損失を、多數の人々に分散することにより、それを社會全體に歸着せしめ輕

微にして負擔し易いものとする」經濟機關であるが、「この保證を與へ得るためには、保險者自らは非常に巨額の資本金をもたなくてはならぬ」と論述している。

スミスは年金に關して、それが賃銀、利潤、地代という「三收入原種」から分讓せられるものであり、「あらゆる租税、これを基とする一さいの收入、一さいの俸給、恩給、及び各種の年金は、結局これ等三つの根本的収入源泉のどれかから得られるものであつて、直接にか間接にか、勞働の賃銀、資本の利潤、または土地の地代から支拂はれるものである」と。そして原始生命保險とされているトンチン年金制度に言及し、終身年金制度には各人の生命を個々別々に年金に附するものと、多數をひとまとめに附するのと二つがあり、後者のトンチン式の方法を説明したあと、「同額の收入を基礎とする場合、トンチンによつた方が個別の生命にかける年金よりも必ずヨリ多くの借入を爲すことができる」から、政府が年金を與えることによつて借入をする慣行をもつてはいる國では、個人々々の生命にかける年金よりもトンチン式がより多く用いられる、つまり生殘者の權利を伴つてはいる年金の方が、各人の生命にかけられている同額の年金よりは實際にも價值が大であるが、社會各人の好運、富籤などに對する心理的自惚が、トンチン年金をして實質的價值以上に賣買せしめることを可能ならしめ、政府をして「巨額の資金を調達し得る方の方策(トンチン年金制度)が、公共的收入を最も迅速に解放するであろう方策(年金が各人の生命にか

けられている場合は、公共的收入は年金受領者が死ぬ毎に彼の年金額だけその負擔を免れる)よりも常にヨリ多く用ひられるのである」と論じて、年金・トンチン年金制度に關する彼の理解が極めて正確であつたことを示している。

彼はさらに、保険の一種または類似制度である終身(養老)年金について、それが國家政府の民間資金借入の方法として賣出される場合、永遠公債に比して、その購入者が第三者に「それを利潤を得て賣るといふことは必ずしもさう容易ではなく」、「便利な移轉性ある資本として、永遠公債には到底及ばない」ので、それは英國商人には極めて人氣の少ないものであつたが、佛國の徵稅請負人、徵稅受取人や宮廷銀行家等の、主として獨身者、結婚嫌悪者、不適當者などの金持ちにして、「子孫のために何等の計をする必要のないこれ等の人々にとつては、彼等の資本を、彼等が繼續することを欲する期間、そして正にそれだけの期間を超ゆることなくつづくところの收入(終身年金)と交換することほど、都合のよいことはない」と述べて、年金の性質や機能をここに明確に説明している。

リカードは、「經濟學および課稅の原理」において、もつぱら外國貿易の問題と關連して保險に言及しているが、特に保險をとり上げて丹念に論じた箇所はない。そして彼の國內における勞働價值説に基づく交換理論を、外國貿易論に擴張した比較生産費論と、彼の保險論が直接ならん關係を持つていないように思われる。彼はまず工業製造品は食物と異つて、一時的災厄

や事故の危険だけでなく、趣好の變化や新な租稅の負擔によつて「一國が或る特定の貨物の製造上に有して居つた比較的優越を破壊され」ることがあり、あるいはまた、戰爭の影響が其運送の船賃及び保險料を騰貴せしめて其貨物をして、最早其の従前の輸出先きの國の國産品と競争すること能はざるに至らしめることもあり、これらは貨物製造業者に若干の困苦と損失を齎すものであるとしている。そして農業における穀物の例をとつて、農業家は「突然の穀物流入の爲めに蒙る危険の賠償せられんことを期待」し、資本もまたその安全の保障を欲するがゆゑに、結局「最も供給を必要とした時期に於ける消費者に取つての價格は、實に國內に於ける穀物の高き生産費のみならず、更に其以上此の資本用途が免れざる特殊の危険に對して、價格の中で支拂はねばならぬ保險料だけ引上げられるであらう」。更に保險料が運賃や關稅、密輸出の出費の負擔などと共に、貴金屬の價格を、鑛山所有國たる西班牙と葡萄牙に對し、他の國々にあつてはそれだけ、一層高めていと指摘している。

註1 Adam Smith: An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations. (Carnar's ed.)

大内兵衛氏譯「國富論」第一編 第十章 第一節 (二二一—二二四頁)

註2 前掲「國富論」第五編 第一章 第三節 (四一三—四一五—四一九頁)

註3 前掲「國富論」第一編 第六章 (一)二〇頁

註4 前掲「國富論」第五編 第三章 (四)二八—三三頁

註5 スミスは、フランスで行われた「永遠年金」のすべてに對して精密に徵收せられた「ヴンティエム」(Vingtieme)も、結局は利子を引上げることのなかつたことを指摘して、年金と税および利子の關係を明かにしている。(前掲「國富論」第五編 第二章 第二節 (四)三五〇—三五二頁)

註6 前掲「國富論」第五編 第三章 (四)三〇—三六頁

註7 David Ricardo, On the Principles of Political Economy and Taxation. (3rd ed.) 小泉信三氏譯

「經濟學及課稅之原理」第十九章 二五八頁

註8 前掲「經濟學及課稅之原理」第十九章 二六二頁

註9 前掲「經濟學及課稅之原理」第二十八章 三七四頁

二 スミス、リカードの經濟理論と保險

アダム・スミスの經濟理論に従えば、資本主義的生産の決定的な起動力は利潤獲得の欲望であり、ある種の事業に資本が投下せられる最大・終局の動機は利潤であつて、利潤は勞働が原料に附け加えるところのものを源泉とし、資本家が勞働収益から控除するところの價值であるとせられるが、しかもまた、スミスは資本利潤をもつて、勞働の創造せる價值以上に生産物に對して附加せられた増加分であるとも見做していた。利潤率は年々、日々に變動し易いものであるが、その最低においても企

業の危険にともなう損失の負擔よりは若干大であり、その最高は、價值生産物のうち、一方において土地の地代に歸屬すべき部分を全部吸収するとともに、最低の賃銀を勞働者に支拂つた殘餘をも包含したものとされている。そして資本利潤についても勞働賃銀の場合と同様に、國家の産業干渉政策と職業そのものの性質から、その金額に差異が生じてくると指摘して、その事業の快不快、名譽不名譽と、必ずしも嚴密には正比例しないまでも、危険性の大小が利潤率に變化を生ぜしめて、企業の危険性が大きければその利潤は大となり、小さければ小となると述べているが、ここでは企業利潤は勞働収益からの控除としてではなく、創造せられたる價值に更に附加せらるべきものと目せられてゐることがわかる。

さてここで非常に巨額の資本金を持たなくては成立たない保險業が、小額の貨幣を儲けること、すなわち若干の利潤を保障せられるも、それが大體の計算を立ててある程度に嚴格な規則と方式とに従つて經營せられる、つまり極めて危険性の小さい、安全性の大である事業であるために、利潤率の低い、決して大財産を作りえない性質の企業であることが理解できた。

スミスは保險業を、銀行業と同じく、良好な道路、橋梁、運河、港灣等の創設、維持の土木事業と同列の、商業の利便を一般的に増すために必要な公共施設の、特殊の商業部門に利便を供するものとして取扱つてゐるが、更に彼は株式會社設立の十分なる理由に關して、單にある事業が株式會社をもつてうまく

經營できると云うことや、それが嚴格なる規則と方式にあてはめられると云うだけでなく、「第一に、その事業そのものが、普通の商工業の大部分に比してヨリ大きいヨリ社會的な有用性をもつことが、最も明白に證明せられてゐるものであること。」
「第二に、それは、私的合資組合では容易に集め得ないほどに巨額な資金を必要とするものであること」として、銀行業も保険業も、この條件を同時に備えるものであるとして、ここに保険業の有用性、公共性を高く認めている。

スマスは社會を構成する人々の勞働を生産的なるものと不生産的なるものとに區別して、「勞働には、それが加へられる對象の價值を増す種類と、さういふ結果を生じない種類とがある。前者は、價值を生ずるのであるから、これを生産的勞働と呼び、後者はこれを不生産的勞働と名づけ」て、製造工と奴婢との對比において、すなわち前者は工作する材料の價值に彼自身の生活維持と彼の雇主「資本家の利潤の價值を付け加えて」、「製造工はその賃銀を彼の主人から前貸して貰つてゐるのであるけれども、それ等の賃銀の價值は一般に、彼が勞働を加へた對象の増大した價值の内、一定の利潤を伴つて回収せられるのであるから、實際上は、主人には一文の費用もかゝらない」との意味において生産的であり、これに反して後者は、「いかなる價值をもつけ加へず」、「奴婢の勞働は、ある特定の對象又は販賣し得べき商品に決して固定し又は實現するものではない。彼のサーヴィスは一般にそれを仕遂げた瞬間に消失するの

であつて、減多にその足跡又は價值をその背後に残さない」から不生産的勞働と稱せらるが、奴婢の勞働のほかに多く不生産的勞働は存在し、ここに保險に關する勞働のごときも、君主、官吏、陸海軍人、牧師、法律家、醫者、文人、俳優、道化役者、音楽家、オペラ・シンガー、ダンサー等の勞働と同じく不生産的で、保險業は不生産的の事業となり、なおスマスにあつては生産要素の一つである勞働の保全をも目的とする營業でも不生産的とされているからには、生産要素の別の一要素である資本の保全をも任務とする保險業も、當然不生産的業務と認められて間違ひはなからうと思われる。

スマスはその賃銀論において、勞働者の賃銀の自然率は彼自身とその家族の生活資料の量によつて決定されるものであるが、勞働者に對する需要の状況にかんによつては、ある時は現實の賃銀は自然率以上に高まり、また反對にそれ以下に降ることもあるとしている。そしてさらに賃銀と利潤の決定を巡る勞働者と資本家との敵對的分配關係の存在を指摘して、資本家階級の團結の容易さと國家權力利用の可能性および財産による生活の持久力の豊富の三つの優位性が、勞働爭議の發生に當つて、ただ徒らに叫び、時として亂暴・狼藉等の愚擧と無法を行ふのみの勞働者階級を壓倒して、賃銀は常に生活の最低線近くに決定されがちであると述べているが、ここにならびにも絶對・必然・不可避の事實である將來の老齡に對する保障である年金の發賣にあたり、資金の不足の故に勞働者は参加せられず

それがもつばら英國では比較的裕福である商人や官吏を、佛國では銀行家やいわゆる金持ちを對象として行われ、そして最もこれが必要とする勞働者階級が、ならこれとの關係においては登場しえない理由が理解できるであらう。

アダム・スマスは分業論より説きおこして、すべての財の價值(交換價值)は、そのものを生産、取得するに要する勞働の量で定まるとし、勞働のみがあらゆる商品の價值を、あらゆる時間と場所とにおいて、評價し比較しうる究極の、そして眞實の標準であると述べ、いわゆる勞働價值説を提唱したのであるが、更に未開原始の社會狀態においては、社會の各人が獨立生産者として機能する限り、原則として、ある者の生産した勞働の生産物はすべてその者の所有に歸して、他の者の生産した勞働の生産物と交換せられて、費消せられるに至るが、社會の進歩につれて、土地の領有、資本の蓄積せられるに従つて、そこではもはや生産物の全價值は、直接それを生産した勞働者に歸屬しないで、一部は利潤として資本家の所有に歸し、一部は地代として地主の所得を形成するとする。一物の生産に投下された勞働量が商品の交換價值の實體であり、賃銀、利潤、地代は、單にその分配形態に過ぎないものと認められた。しかし彼は、時として賃銀、利潤、地代はあらゆる交換價值の三本源であるとも稱して、後の生産費説への道を拓いたが、いづれにしてもスマスの勞働價值説にはマルクスのいわゆる不變資本價值部分が生産物の價值構成から排除されてしまつてゐることが

解る。

年々の生産物の價值總額から、不變資本部分を剔逐してしまふならば、生産手段すなわち工場建物、設備、機械、原材料の價值の補填や代置は不可能となり、生産はただ可變資本である勞働力のみによつて行われ、機械や原料なしで空轉することになるが、すでに不變資本の價值償還を忘却せるスマスの價值論において、各生産企業の建物や設備等の、不測の災害による損害復舊のための經濟準備的支出としての保險料の如きが、明確に、整然と位置づけられることを望んでも、それは無理である。

リカードは、任意可増の財貨に限つて、その交換價值は、それを取付するに要せられたる直接勞働および間接勞働の費用によつて決定せられると云い、更にこの勞働價值説を修正して、平均利潤率の存在の確認に及んだのであるが、彼は續いてその價格論において「其基金の爲めに有利なる用途を求むるに方つては、資本家は一業務の他の業務に比して有する、一切の長所を考慮しなければならぬ。其故に彼は、安全、清潔、安易、又は其他、一職業が他の職業に比して有すべき何等かの現實若しくは相像上の長所を考慮して、敢て進んで其貨幣利潤の

一部分を放棄することがある」とし、危険産業においては、すなわち資本用途が免れざる特殊の危険に對しては、資本提供者はその危険による損害の賠償せられることを期待して、その危険に對して保険を掛けるのであるが、この場合高き保険料は、引上げられたる高き商品價格の中より支辨せられるのである。しかしして生産せられたる商品を高價格に保つことを可能ならしめる要因は、市場における商品供給の不足と需要の増大であり、供給の不足はその商品の生産に投ぜられる資本の不足に原因するものであり、實に資本はその投ぜられる産業部門の安全度および危険度に從つても移動するものであつて、結局危険産業はより高き利潤の獲得において保険料支出が可能となるのである。また戦争などに起因して増加せる危険に對する保険料支出は、一産業に對する課税の増額などと同じく、商品の價格を騰貴せしめるであろう。「若し左様でなかつたならば、其税(および保険料)は結局製造者に依つて支拂はれ、製造者の利潤は普通水準以下に引下げられて、製造者は其業を放棄するであろう」。ただ外國貿易の場合には、國際間においては資本の移動が自由ならず、従つて利潤率に異同があつても、これを平均せしめる作用が不活潑となつて、戦争の影響が海上保険の保険料を騰貴せしめた時には、それは貨物製造業者に若干の困苦と損失となつて現われるのであるとする。

さてリカードでは、特殊の危険、またはヨリ増大せる危険に對する保険については考察せられてはいるが、保険は單に特殊

危険産業においてのみ必要とされるのではなくて、普通危険の物件でも、それが將來において、不測の事故によつてなほどこでも損害を被る危険の存するところすなわち保険を必要とするものであつて、これについては彼はなんらの説明も施していない。

- 註1 前掲「國富論」第五編 第一章 第三節 (四)一三八頁
- 註2 前掲「國富論」第二編 第三章 (一)一〇五—一〇七頁
- 註3 前掲「經濟學及課税之原理」第四章 七一頁
- 註4 前掲「經濟學及課税之原理」第十五章 一九四頁

三 「資本論」以外の著作におけるマルクスの保險觀

マルクスは、エミール・ド・ジラルダン著「社會主義と租税」の書評において、保險と租税との關係について、「保險料を所得税と混同してはならない。保險料はむしろ資本税である。なぜならば保險料は、所得ではなく資本全體を保障するからである。保險會社は、保險を契約する場合に所得ではなく企業の價値に關心をもつ」と述べ、「ブルジョア國家は、ブルジョア階級が、自分の階級の個々の成員にたいすると同時に、また被搾取階級にたいしてむすんだ相互保險にしかすぎない。被搾取階級をおさえつけておくことがしだいに困難になるにつれて、この保險もしだいに經費がかさむようになり、またしだいにブルジョア社會にたいして外見上は獨立的にならざるをえない」と論じて國家を保險になぞらえているが、これを逆に云えば、保

險は資本主義社會においては、國家の機能と同種の、資本を保護して搾取關係の固定を圖る、階級間相互(?)の經濟機關と云うことになり、ジラルダンの「租税は、財産の所有者が財産を所有しまた利用することをさまたげうるあらゆる危険にたいして自分を保險するために、所有者が支拂うところの保險料であるべきである」。「租税は強制的ならざるをえないから、いつさいの租税は廢止されなければならない。これに反して保險料は自發的性質をもつものである」。「國家を一大相互保險會社たる状態におくためには、資本からわずか一パーセントをとりたてればよいであらう」……「そしてそうなつた瞬間から——もう革命はなくなる」等の諸見解は、つまり「租税を保險料にかえることによつて、租税を廢止する。社會の各成員は、あるきまつた保險料を拂いこんで、火災、水害、雹害、破産など、こんにちブルジョアの生活の安靜をさまたげている、ありとあらゆる危険にたいして、各自の財産を相互に保險する」ことを主張するものであつて、これに對してマルクスは、從來からの租税が高まり、そして保險は資本を保障するものであり、搾取關係を保存永續させるためであつて、ジラルダンの租税を保險にかえて地上に「神の王國」を齎らそうとする説明において、讀者が「ついに見いだしえなかつたにちがいないただ一つのもの、それは労働者」であり、「社會をただ資本家だけかゝなるものと假定して、次にこの立場から資本と賃労働のあいだの問題の解

決をはかるのがブルジョア社會主義の常套である。」と批評している。

またマルクスは、ドイツ労働者黨綱領を評註して、その労働者を解放するためには、労働手段を社會の共有財産にたかめること、總労働を協同組合的に規制して、労働收益を公正に分配することが必要である」との項の批判において、まず「この労働收益といふことを労働生産物という意味にとると、協同組合的な労働收益は、社會的總生産物である」と述べて、ここでラッサールの云う「労働全收益」すなわち社會的總生産物を、労働者間に公平に分配するにすぎない、この中から前もつて、消費された生産手段を置換するための補填、生産を擴張するための追加部分と災害や自然現象による破壊等に備える豫備または保險基金を控除しなければならず、「このことは經濟的必要であつて、それらの大きさは、現存のいろいろな手段と能力とに應じて、また一部は公算によつて決定されるべきものであるが、しかしそれは決して正義によつて算定されるものではない」と論じている。ここでマルクスが、少くとも「いまやつと資本主義社會から生れたばかりの共產主義社會」では、保險、あるいは保險類似制度を必要と認めていたことが想像できるのである。

註1 Emile de Girardin, Le socialisme et l'impôt,

Paris 1850 ジラルダン、エミール・ド(一八〇二—一八一)

フランスの評論家「プレス」紙の創立者。一八五一年

ころまでブルジョア共和主義者であつたが、のちにボナパルト派に轉向した。

註 2 Neue Rheinische Zeitung, Politisch-ökonomische Revue, Hamburg 1850, Ht. 4. (マルクス・エンゲルス主義研究所編「マルクス・エンゲルス選集」第六卷)

註 3 Ferdinand Lassalle, Das Arbeiterprogramm, 1862.

註 4 K. Marx u. F. Engels, Der Gothaer Programmbrief, 1875. (前掲「選集」第十二卷)

註 5 エンゲルスは「F. Engels, Zur Wohnungsfrage, Separatdruck aus dem "Volksstaat", In 3 Hft. Leipzig, 1872—73.」にて借家の借賃、家賃の構成要素を

(一)地代部分 (二)建築業者のための利潤をも含めた建築資本の利子部分 (三)修繕費と保険料 (四)利潤を含む建築資本を家屋が徐々に消耗するに應じて、年々の賦拂いで償却する部分」と述べて、「ひとたび建築された家屋は年々の一定額の支拂いに對する永久の權利として役立つ」として、建築資本とそれより擧がる利益が、その損傷や破壊、磨滅や消耗より絶対に保護されていることを示している。

また彼は「F. Engels, Zur Kritik des sozialdemokratischen Programmwerfes, 1891.」にて「……労働保險の全體的國營が要求されている。これらはすべてフオン・カプリウイ氏(當時の首相)にまかせておけばよい

のか、またそれは前項のいつさい國家社會主義との絶縁と調和するものなのか?」と。保險國營に際しては、常に労働勢力の主導または積極的参加のもとにそれが行われることの必要と、別に保險國營(特に労働保險)の問題が、欺瞞的社會主義が民衆に訴える時の好餌として利用される可能性が大であることに注意すべきであるとしている。

四 「資本論」におけるマルクスの保險觀

マルクスの「資本論」は、保險に關して九箇所において説明しているが、これについてみると、他の多くの經濟學者と比較して、もちろんスミスやリカードもそのうちに含まれるのであるが、彼の經濟理論體系そのもののうちにあつて、保險の位置や機能、重要性の認識について、極めて卓越し、理論の終始統一と詳細な點において遙かに一般水準を凌駕し、また保險の廣く經濟的考察のみに止まらず、更に個別企業内における保險—保險料—保險的支出の問題に遡つて、これに綿密なる分析を行つて、その性質を明確にし、この二つの面の研究に關して保險の本質を把握した點は、特に重視する必要がある。

まずマルクスは、「社會の立場から考察すれば、偶然および自然によつて惹起される異常な破壊を補償するための生産手段を自由にしうるためには、たゞざる過剰生産、すなわち、現存する富の單純な填補および再生産に要するよりも大きな規模での生産が——人口の増加をまつたく度外視しても——行われ

ねばなら⁽¹⁾ず、「一定分量の剩餘労働は、災害にたいする保險のために必要であり、再生産過程の必然的な・慾望の發展および人口の増加に照應する・累進的擴張——これは資本制的立場からは蓄積と名づけられる——のために必要」であり、磨損の填補や維持⁽²⁾および修繕労働とはまつたく異なるところの異常な天災・火災・洪水などによる破壊に關する保險は、「これは剩餘價值から補償されねばならぬのであつて、剩餘價值からの控除をなす」すなわち前年度から持ちこされた舊來の不變資本が「損傷され、したがつてそれだけ絶滅される部分、つまり、再生産されるを要しない限りでの部分は度外視されるのであつて、再生産過程のかかる攪亂は保險の項に屬」し、このことは個々の資本家にとつては、彼がほんらい全利潤を收入として食いつぶしうることを妨げて、「彼はそこに諸々の制限を見出すのであつて、それらの制限は保險⁽³⁾および準備元本、競争の法則、などの形態で彼の前にあらわれて、利潤は個人的に消費されうる生産物の單なる分配範疇ではないことを彼にたいし實際的に證明する」のであると述べている。

マルクスは、アダム・スミスの「普通の最低利潤率は、あらゆる資本使用に起りがちな時々の損失を償うに足りるよりも、つねに幾らか多くなければならぬ。純粹な利潤または純利潤をあらわすのは、この超過分だけである」。總利潤と呼ばれるものは、しばしば、この超過分ばかりでなく、かかる異常な損失を償うために留保される部分をも包含する(國富論 第一編 第

九章)と云う見解を批判して、「だがこのことは、總利潤の部分として見た剩餘價值の一部分は生産のための保險元本を形成せざるをえない、ということ以上には何も意味しない」。「この保險元本を創造するのは剩餘労働の一部分であつて、剩餘労働はそのかぎりでは、直接に資本を、すなわち生産のために豫定された元本を、生産する」とし、「固定資本などの『維持』のための投資について云えば……消費された固定資本を填補するに新たな固定資本を以てすることは、新たな資本投下をなすものではなく、新形態を以てする舊資本價值の更新にすぎない」として、保險元本も、修繕元本も、ともに労働者の剩餘労働がその源泉であることを明かにして、それを生産物の價值に添加せらるべき生産要素とすることに反對している。

經濟社會における各種の生産部門の資本の有機的構成は同一でない。従つて一切の商品の交換が價值(労働費用)通りに行われ、しかも剩餘價值率の均一な時には、可變資本部分が多きを占める産業の利潤率は、しからざるものよりも高くなつて、結局利潤率は各生産部門によつて異なることとなる。しかし現實には利潤率平均の現象があつて、比較的利潤率の低い生産部門からは資本が流出して、その生産額を減じて、その製品價格を騰貴せしめて利潤の増加を來し、比較的利潤率の高い生産部門の場合はこの逆が行われて、利潤率が相互に平均せられるに至つて、始めて資本の流動が止むのである。これはマルクスが「資本制的生産が特定の發展度に達すれば、個々の部面の相異

なる利潤率間の一般的利潤率への均等化」が達成せられると述べているところであり、ここに至ると、生産された商品がもはやその労働費用に従つては賣買されないこととなり、生産價格とは、費用價格と平均利潤の合計であつて、平均利潤率は社會全體の總資本額に對する剩餘價值總額の比率によつて決定され、しかしてひとたび商品の市場價格がその生産價格から離隔するや、直ちに生産の増減が促されて、それはまた生産價格に歸つて行くのである。

さて利潤率平均の現象は、さらに「商品の生産過程滞留が長いか販賣市場が遠いために回轉が遅いような資本は、そのために失われるが受取るべき利潤は價格引上げによつて補償する」というふうに資本家の打算する行爲にも現われて、「同等な大いさの諸資本は同一期間には同等な大いさの利潤を生まねばならぬ」と云ふことになり、危険産業においても、「たとえ船舶業のように大きな危険にさらされている資本投下は、價格引上げによつて補償をえるというふうに」資本家は打算する。資本制的生産が發展し、それにつれて保險業が發達するやいなや、「危険の大いさは事實上すべての生産部面にとつて同等である。……危険の多い諸部面はより高い保險料を支拂い、その償いを商品の價格で受けとる」。これらの資本家の打算は、平均利潤の觀念を支柱とするものであつて、各生産部面の資本はその大いさに比例して、社會的總資本により労働者たちから搾りとられた總剩餘價值の分前にあらずかり、各特殊の資本は總

資本の斷片として、「各資本家は實は總企業における株主——彼の資本持分の大いさに比例して總利潤の分前を受けるべき株主」と見做さるべきものである。

マルクスは、「商品に使用價值を追加しないで商品を高價にする費用、つまり社會にとつては生産の空費に屬する費用が、個別資本家にとつては致富の源泉をなしうるのである」。つまり労働によつて作られる生産物の價值は、労働それ自身の大小に比例するが、労働によつて作られる剩餘價值の大小は、資本家がいかなる範圍まで労働の代價を支拂うか、すなわち搾取の程度いかに懸るものであつて、保險企業においても利潤(剩餘價值)を收得しえることは當然であるが、「保險會社は個別的資本家たちの損失を資本家階級のあいだに配分する。だが、このことはかくして平均化された損失が相變らず社會的總資本を考察すれば損失たることを妨げない」。たとえ保險會社がいかに「致富」することがあつたとしても、經濟社會における各企業の保險料支出が、つまるところ損失であつて、保險企業の不生産的であると云うことは否定し難いものと指摘している。

さて利潤の一部、すなわち剩餘價值の一部は保險元本となつて、一の獨立の營業形態をなす保險會社において管理せられるが、「これが事實的に蓄積元本として役だつたか、それとも再生産上の缺損を補うにすぎぬかは、偶然に依存」し、「これは收入のうち、收入として消費されもせず、また必ずしも蓄積元本として役だちもしない、唯一の部分」であり、擴大再生産のた

めの價值の蓄積分とも別のものであつて、不變資本を、再生産過程中に生起して、質料的にみれば、それを十分の一にも減少させる諸々の災害や危険に關するこの保險元本は、資本制生産方法の止揚後にもなお存続せられねばならぬところのものであつて、「保險元本が保險會社により別個の事業として管理されるか否かは、事態の本性を變化させない」としている。

「かりに労働をその一般的基础に、すなわち自己の労働生産物のうち労働者の個人的消費に入りこむ部分に、還元してみよ。この分前を資本制的制限から解放して、これを、一方では社會の現存生産力(つまり、現實に社會的な労働としての彼自身の労働の社會的生產力が)許す消費範圍にまで、他方では個性の充分な發展が必要とする消費範圍にまで、擴大してみよ。さらに、剩餘労働および剩餘生産物を、社會の與えられた生産諸條件のもとで——一方では保險および準備元本の形成のため、他方では社會的慾望によつて規定される程度での再生産のたえざる擴大のために——必要な程度に縮小してみよ。最後に、(一)必要労働と(二)剩餘労働とのうちに、労働能力者が、まだ労働しえないか、もはや労働しえない社會成員のためにつねに爲さねばならぬ労働分量を含めてみよ。すなわち、労働ならびに剩餘労働——必要労働ならびに剩餘労働から、獨自的・資本制的性格をとり去つてみよ。すると、なお残るのは、これらの形態ではなくて、すべての社會的生產様式に共通な、これらの形態の基礎だけである」と。

註1 Karl Marx: Das Kapital. Volksausgabe besorgt vom M.-E.-L.-Institut. Bd. 1, 1932. 長谷部文雄氏譯、青木書店版、マルクス「資本論」第二部 第二章 第八章 二二八頁

註2 前掲「資本論」第三部 下 第七篇 第四十八章 一五四頁

註3 前掲「資本論」第二部 第二篇 第八章 二二八頁

註4 前掲「資本論」第三部 下 第七篇 第四十九章 一九六頁

註5 前掲「資本論」第三部 下 第七篇 第五十一章 二四二頁

註6 前掲「資本論」第二部 第三篇 第十九章 四七四頁

註7 前掲「資本論」第三部 上 第二篇 第十二章 三〇九—三一〇頁

註8 前掲「資本論」第二部 第一篇 第六章 一七七頁

註9 前掲「資本論」第三部 下 第七篇 第四十九章 一九四頁

註10 前掲「資本論」第三部 下 第七篇 第五十章 二二三—二三四頁

註 印南博吉教授は「保險經濟(改訂版)」第八章保險の社會經濟的把握 A 保險基金説において、マルクスの保險觀を主として「資本論」に基づいて紹介して、「まず第一に、マルクスは單に保險の歴史性を明らかにしているのみならず、資本主義社會にのみ限局されず、また保險施設の形態のみにとらわれないところの、社會經濟的立場からこれを考察している」。「マルクスが『保險基金』と呼んでいると

ころのものは、保險會社が管理するところの責任準備金の類をさすのではなく、それをも含む一層廣い概念である。またマルクスの保險觀は、いづれも不變資本の偶然的な破壊に關するもの、すなわち天變地異による損傷に對する保險にかぎられているものであつて、それ以外の場合に對する保險は含まれていない點を指摘して、その原因を「マルクスは、保險を考察するについても、いわゆる客觀主義的な立場から考察している。ここでは、保險の使用價値の觀點からでなく、價值的な觀點から論じているのである。ところで價值的な觀點から保險を考察する以上は、保險基金を形成する所得の源泉から、保險基金のたどる過程を問題とすることになる。その源泉および過程は、保險の種類からみても一様ではない。したがつて保險の形態的把握と異なり、保險の統一的説明が與えられないわけなのである」と。そして最後に、マルクスの保險觀は「單に社會經濟的立場に立つものであるのみならず、その洞察の深さにおいて注目すべきものがある」と述べられている。

註 白杉三郎教授は「保險學總論(初版)」第七章保險と經濟 第二節保險と國民經濟 第一款保險と生産において、マルクスの保險觀を批判して、「マルクス主義經濟學者は保險の費用は商品の使用價値に附加することなくして商品に騰貴せしめるもので、社會にとつては生産の空費(Empty Costs)に屬する費用である。而してこれは餘剩價値から

の控除をなすものであると主張する。然しながら、保險費用は如何なる意味に於ても生産費用たり得ないということではできないと思う。これは保險の種類によつて吟味しなければならぬ。保險が生産手段の更新に役立つ限りには、保險の費用は一種の償却費と見るべきものであつて、從つて生産費たるべきものである。例えば、機械保險の保險料、社會保險に於ける雇主の釀出部分の如きこれである。」「國民經濟的に見た場合、保險は偶然的事件による破壊に對して生産資本(生産せられた生産手段)の再生産を確保するに役立つものである。このような保險的機能は社會主義經濟に於ても遂行せられなければならない。然しながら、この場合かかる施設をたゞ「保險」と稱しても、これは今日我々の解する意味の保險ではない」と。

五 マルクス主義經濟學における保險

異常な天災、火災、洪水などによる破壊に備えるための支出である保險費用は、生産による總増加價値からの減除であつて、餘剩價値を源泉とし、資本とは云えない空費であつて商品の使用價値をなら増加せしめることなく、さらに社會的富の存立條件である企業の保管費用や運送費用が、利用効果の生産費用であるのとも相異して、それはいかなる意味においても生産費用ではないものであり、總資本家の負擔として配分せられて利潤率平均の現象にひと役立つが、社會經濟的にみればつまると

ころ損失となる。しかし一旦この保險の業務が保險會社によつて經營、管理せられるに至るや、個々の資本家は、この保險費用をも資本投下と看做して利潤を要求し、また保險會社も利潤を目的とするゆゑ、これら一切の利潤は剩餘價値から支拂われ、ここに資本主義の下では、スポーツばかりか、天災や病氣や死さえもが金儲けの手段となるのである。けれども社會全體の立場からみれば、單純再生産の場合であつても、常に何ほどの追加的生產を必要とするのは事實であるが、保險として總生産から控除される生産物部分は、社會主義經濟においてももとより存在し、この場合にはあらかじめ、計畫的に總労働中からこの部分がとり除かれて、資本主義社會の場合のような保險會社相互の競争のための莫大なる支出や再保險費用のごときは節約せられるのである。

「第一に確かむべきことは、危險プレミアムが、利潤の發生理由にも、したがつて其の説明理由にもなりえないことである。」「利潤は生産界において生産され、資本家階級はこれに何らの費用をかけることなく、そしてそれは労働者の剩餘生産物に含まれる剩餘價値に等しいものとなるのであるが、「生産界において生産された利潤を流通をとほして實現しうるについての危險上の相違——いゝかへれば保證上の相違——は、たゞ利潤分配上の相違を惹起しうるのみであつて、これがため、ヨリ大なる危險(それはまた實際上ヨリ大なる損失となつて現はれねばならぬ)を有する部門はヨリ高い價格を得ることゝな

り、これがため、それらの部門の資本に對する利潤率は結局において平均利潤率に等しいことゝなる。およそ一生産部門において収益を減少する特殊の事情が考慮されるべきかぎり、この事情は平均して價格の高さに入らねばならず、これによつて利潤率の平等が保たれることは明かである。そして商品が市場への途上において平均的に經驗する毀損または破損にして、價格の一部分としてその中に入れられて消滅せられてしまふ損害とは別に、流通中においてただ偶然的にしか起らないが、しかし生産費そのものに變化を及ぼすところの諸事象から發生する費用に對し、すなわち「流通界で豫見すべからざる大動搖が現はれる場合、かゝる生産部門においては資本家が豫備金を保持しなければ、價格動搖から生ずる損失を填補して生産を引き續き繼續することができない。この豫備金は必然的な流通資本の一部分であり、この部分に對しては平均利潤が算當される。この部分に歸屬する利潤が危險プレミアムと呼ばれうるものである。」「ここに、流通界にも保險の必要が認められ、保險の機能の發揮が要望せられて、この保險作用の一部、すなわち價格變動に對する保險の一部は商品取引所または定期取引制度において代行せられている。

さて國家間の商品流通現象としての貿易が盛んになればなるほど、海上保險に對する需要は増大して、強力な經濟力を背景とし、長年の信用と經驗および技術に卓越する英國の海上保險および再保險は、國際保險市場に長期間獨占的な力を振い、「顯

れざる輸出品」として、同國に巨額の利潤を導入せしめたのである。

十九世紀末より二十世紀初頭にかけて、資本主義はその発展の時期、すなわち自由競争が支配的であつて産業資本主義期として比較的圓滑に社會生産力が向上して行つた時代から、獨占が支配的となる、いわゆる最高にして最後の段階である帝國主義期へと突入したのであるが、この時期の特長は、(一)生産と資本の集中、(二)金融寡頭支配、(三)資本輸出、(四)國際的獨占體の形成、(五)世界再分割闘争、等であり、おおよそ帝國主義とは「資本主義の一發展段階であり、ここでは獨占體と金融資本との支配がつくりだされ、資本の輸出が顯著な重要性をもつにいたり、國際トラストによる世界の分割がはじまり、資本主義的最強國によるいつさいの領土の分割が完了」する時代であるが、ここで經濟社會を支配している金融資本、すなわち「銀行の管理下にあつて、産業家によつて使用せられる資本」のもとにおいて、保險業は運輸交通業、レストラ、劇場、美術工藝業、あるいは電氣業、化學工業、護造業、甜菜糖業等と並んで、單に資本の關係だけでなく、人的にも取締役や監査役を派遣せられて、銀行に連繫し、結合して、金融資本の一部として、一體となつて利潤獲得の任務を果しつつある。

更に金融資本主義の進展段階においては、保險は民間に存在する消費基金を吸収して、これによつて資本の蓄積を巨大にし、特に生命保險にあつては「労働者の追加的搾取」の遂行に

を振り、引受最高限度を決定し、指導條項を作成する。

保險コンツェルンはまず續々として發生する新種保險の兼營や再保險會社による元受保險會社の資本的支配等の問題を巡つて發生したが、これが發展したより必然的な原因は金融資本主義の發展に伴う保險資本の金融資本化とすることができ。そしてそれは産業資本または銀行資本が保險資本をその支配下に包擁して金融資本への飛躍を企圖しようと、保險資本自らが銀行資本と結合して金融資本へと生成しようと、共に帝國主義の一要素である巨大なる獨占體であることには相違ない。

一國内において保險業の發達が高度の水準に達すると、それは國際市場への進出を企てる。それは單に「顯れざる輸出品」としてだけでなく、豊富なる資産の一部を海外に分布し、相手國內に代理店、引受代理店を設置し、子會社、姉妹會社を設立して、この子會社に必要以上の巨額資金を投入し、その資産内容を異常に優秀として、これを營業上の有利な武器として、世界市場への進出を圖つて、これらは一種の資本輸出の形態をとる。

飽くなき金融獨占資本の利潤追求政策の結果として、資本主義の發展と並行して、労働大衆の窮乏が深刻化し、必然的に階級闘争が激化するや、資本家はその宥和策の必要を痛感して、「社會改良の形で、保險その他、ひとかどの施し物を實行」するが、そのうちの特に社會保險は、労働者の負擔においてその目的を達するものであつて、極めて巧妙なる欺瞞政策と認めら

よつて飛躍的發展をなし、保險資本は金融資本として次第に銀行資本に迫り、むしろこれを凌駕して、保險資本制覇の時代を實現しつつあるのであるが、これと並行して保險企業の集中と獨占化への傾向も顯著となり、「ミューンヒェン競争協定」の成立の如く、國家監督當局が保險の公共性重視の立場から直接に競争に干渉する事例などもあつて、まず價格カルテルの發生をみるに至つた。これは主として火災保險における料率協定として現われるが、その最も強力なものは總保險料の統一となり、またしばしば料率協定は特定種類の危險に對して行われ、單に最低料率の協定に止まることもあるが、代理店やブローカーの手數料、割引に關しても協定が行われる。次いで條件カルテルは生命保險、火災保險、海上保險等における普通約款または模範約款の統一を行い、代理店や協定違反ないし勸誘員の取締その他各種事項に關する條件協定を定め、更に利潤分配カルテルにおいては、保險業は交通業と同じく、取引價格と取引數量とが比較的容易に、明確に査定せられることからしばしば形成せられるが、各種カルテル結成後は「保險者の側より命令的に設定する普通保險約款を保險契約者は盲目的に承認せざるを得ず」、そして「保險者と其の相手方との關係は、資本家と労働者との關係の如く強者弱者の關係」となつてしまふのである。

保險プールもまた料率と條件の協定を行い、競争を全面的に排除する團體であるが、共同保險の組織において、保險者はシンディケートをも形成して保險の申込みに對して獨裁的締結權を(10)得る。

資本主義の終焉・社會主義祖來のための労働者の行く階級闘争は、暴力革命と云う非合法活動のみに止まらず、廣く社會全面の場において闘わさるべきであり、合法的活動もまた一進一退する革命の波のなかにあつては、主としてその苦難の時期において取上げらるべき方法であつて、ここに弾壓を逃れて「無事」にこつた合法組織は、黨(ボルシェヴィキ)の地下組織のための援護ともいふべきものであり、大衆との結びつきをもつために、ボルシェヴィキは、労働組合やその他の合法的な公共團體、すなわち傷病保險金庫、労働者協同組合、クラブ、文化協會、人民の家を利用し「だが、革命運動が衰退し、大衆が疲勞している事情のもとでは、直接の闘争からこれを迂回する道へと方法の轉換が行われ、「どんなに小さくとも合法的可能性があるときは、保險金庫や労働組合から國會の演壇にいたるまで」それは利用さるべきであり、おおよそ革命運動の新しい高揚のためには、倦むことなくあらゆる勢力が結集され、利用されなければならない。そして保險組合は「もつとも反動的な議會、および反動的な法律で設立された」ものであるが、保險カンプニアとして革命運動の命脈保持に力を盡したのである。

さて、さしせまる大破綻、大恐慌の時期において、銀行の國有化と同時に保險業の國有化が行われ、すなわちすべての保險會社を一つに統合し、その活動を集中し、國家がそれを統制したとしたならば、「この場合にも、もしも革命的民主國家がそ

れを布告し、理事や大株主に、各人のきびしい責任のもとに、すこしの猶豫もなしに統合を實行するように命ずるとすれば、保險會社従業員の大會在、ただちに、何の苦勞なしに、その統合を實行するだろう。幾億という金が資本家によつて保險事業に投下され、全活動は従業員によつて遂行されている。この事業の統合によつて、保険料が低められ、保険をかけているすべての者に多くの便宜があたえられ、従来どおりの努力や失費で、保険をかける者の範圍をひろげることができよう。逡巡と惰性とにぎりの収入の多い地位をしめている者の貪欲のほかには、この改革をさまたげるものは、何もないだろう。そしてこの改革もまた、國民の勞働を節約し、大衆生活の負擔を軽減し、更に實際に經濟生活を統制し、計畫化する數々の可能性を拓くであろう。資本主義の廢絶、社會主義社會への發進である。

- 註1 安部隆一「保管費用について」(大阪商科大学・同經濟研究所)經濟學雜誌 第十六卷 第二號
- 註2 安部隆一「運送費用について」(協調會)社會政策時報 第二百六十七號
- 註3 豊田四郎「經濟學教程」二九九—三〇一頁
- 註4 Rudolf Hiferding, Das Finanzkapital, Eine Studie über die jüngste Entwicklung des Kapitalismus, 1910. 林 要譯「金融資本論」第二篇 第九章 二九六—二九八頁

- 註5 前掲「金融資本論」第二篇 第九章 二九八頁、三〇二頁、三二一頁
- 註6 Lenin, N.; Der Imperialismus als Höchstes Stadium des Kapitalismus, 1930. 堀江昌一譯「帝國主義論」第七章 一二七頁
- 註7 前掲「帝國主義論」第二章 五七—五九頁
- 註8 近藤文二「保險・保險理論」(經濟學小辭典・大阪市立大學經濟研究所編)
- 註9 近藤文二「保險經濟學」第二卷 第四章 二八三頁
- 註10 前掲「帝國主義論」(帝國主義と社會主義の分裂)二〇四頁
- 註11 История ВКП(б), краткий курс, 1938. Марксизм Ленинизм, 1902. Ленин, Держка болезнь «Ленинизм» в Коммунизме, 1902. Ленин二卷選集刊行會編「 Ленин二卷選集」第二卷 12「共產主義における『左翼』小兒病」三、一四—一五頁 四、二六頁
- 註13 前掲「 Ленин二卷選集」第二卷 7「さしせまる大破綻、それとどう闘うか」一四八頁

資料

日本電氣通信産業の構造(二)

—有線通信機器工業實態調査報告—

伊 東 岱 吉
尾 城 太 郎 丸

(一) 戦後における有線通信産業の再編成

(2) 戦後無線通信機器工業の再編成

- A 有線通信機器工業の一般的特質
- B 業界合理化問題
—二六社三組合體制の發足
- C 業界合理化の背景
- i 戦後の空白期と部品業者
ii セット・メーカーの復興と獨占體制の再編(以上本號)
- iii 部品の過剰生産問題と資材發注政策の重點化
- iv 合理化の政策的意義
- D 合理化と諸矛盾の展開

日本電氣通信産業の構造(二)

三七 (三〇五)

(二) 戦後における有線通信産業の再編成

(2) 戦後無線通信機器工業の再編成

前節で考察した戦後の有線通信(電話)事業の再編成は、その資材供給部門たる有線通信機器工業の復興が前提となつていた。この復興は、たしかにこの工業部門が戦前から具えていた特質(その内容は(一)(2)に略述)の復活ではあつたが、單に戦前状態への復歸ではなく、戦後日本の政治經濟がアメリカ帝國主義の利益に從屬し、國內の通信事業がその軍事化政策に奉仕させられるという新しい條件の下での再編成を意味した。かかる再編成は、當然この部門の工業構造の再編成であつたが、それは業界の合理化過程の内に集中的に表現された。それ故、本節では、この合理化問題が何であり、その背景がいかなるものであり、合理化によつてこの部門に内在していた諸問題がどのような形で展開したかという點について、實態分析をしようとするものであるが、合理化問題に入る前に、豫めこの部門の産業構成上の特質を概観しておくことが便宜と考へる。

A 有線通信機器工業の一般的特質

この部門に屬する有線通信機器専門の主要業者は、現在(但し、昭和廿七年十月末現在)全國約二〇〇社に及び、その内の有力業者一〇一社は有線通信機工業連合會の會員になつてお